

不当要求行為の発生について

市民が職務中の職員を殴打した事案及び来庁者が持参していた書類を卓上に投げつけた事案が発生したので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 市民が職務中の職員を殴打した事案について

(1) 概要

行為者は、

第一 令和6年10月21日午前10時30分頃、兵庫県明石市所在の行為者方において、法人職員に対し、左手拳でその顔面を2回殴打し、止めに入った明石市福祉局生活支援室生活福祉課職員に対し、その後頭部を1回殴打し、後頭部打撲の傷害を加え、同職員の職務の執行を妨害し

第二 同日午前11時10分頃、行為者方付近路上において、同法人職員に対し、左手拳でその顔面を1回殴打し、顔面打撲の傷害を加え、止めに入った訪問看護職員に対し、その後頭部及び背中を殴打する暴行を加え

たもので、同日午前11時33分、明石警察署が行為者を逮捕しています。

(2) 行為者

明石市在住、男性、当時28歳

(3) 被害者及び負傷状況

ア 法人職員

(ア) 被害者 男性、当時45歳

(イ) 負傷状況 顔面打撲

イ 明石市福祉局生活支援室生活福祉課職員

(ア) 被害者 男性、当時36歳

(イ) 負傷状況 後頭部打撲

ウ 訪問看護職員

(ア) 被害者 女性、当時40歳

(イ) 負傷状況 負傷なし

2 来庁者が持参していた書類を卓上に投げつけた事案について

(1) 概要

行為者は、

第一 令和6年11月1日午後0時30分頃、納税課窓口において、滞納金の差押えに納得できないとして、アクリルシートに持参していた書類を叩きつけ

第二 同日午後0時53分頃、同所において、卓上に同書類を投げつけ

たもので、同時刻、110番通報するとともに、同行為を止めるように警告したところ、行為者はそれ以上の行為には及びませんでした。

(2) 行為者

神戸市在住(元明石市在住)、男性、当時30歳